

## 『性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック』訂正及び説明追加

① 下記箇所には誤りがありました。訂正し、お詫びいたします。

該当箇所	38頁 18～25行目
誤	<p>④ 児童ポルノ画像</p> <p>一見して18歳未満と分かる画像を保存していれば、児童ポルノ製造罪（複製保存も製造罪である）・譲受け罪に該当する……（中略）……，被疑者による撮影・複製・譲受け事実を特定する必要がある。</p>
正	<p>④ 児童ポルノ画像</p> <p>一見して18歳未満と分かる画像を保存していれば、児童ポルノ製造罪（複製保存も製造罪である）・提供目的所持罪等に該当する……（中略）……，被疑者による撮影・複製・所持目的を特定する必要がある。</p>
該当箇所	147頁 17～19行目
誤	<p>(3) 年齢に関する推定規定</p> <p>児童の年齢に関する推定規定が適用され、18歳未満であると知らなかったことに過失がない限り、処罰を免れない（同法9条）。</p>
正	<p>(3) 年齢に関する推定規定</p> <p>児童の年齢に関する推定規定が適用され、18歳未満であると知らなかったことが無過失でない限り、処罰を免れない（同法9条）。</p>

該当箇所	290頁 7～11行目
誤	<p>5 性暴力救援センター・大阪 (SACHICO。http://www.sachico.jp/)</p> <p>(1) 設立：平成 22 年</p> <p>(2) 相談電話：072-330-0699 (24 時間ホットライン)</p> <p>(3) 診察・検査のほか，必要に応じ，その他の支援も行う。</p> <p>(4) 協力病院 (設置場所)：<b>阪南病院</b></p>
正	<p>5 性暴力救援センター・大阪 (SACHICO。http://www.sachico.jp/)</p> <p>(1) 設立：平成 22 年</p> <p>(2) 相談電話：072-330-0799 (24 時間ホットライン)</p> <p>(3) 診察・検査のほか，必要に応じ，その他の支援も行う。</p> <p>(4) 協力病院 (設置場所)：<b>阪南中央病院</b></p>

② 下記箇所に誤解を招く記述があったため，説明を追加いたします。

該当箇所	148頁 19～20行目
	<p>(5) 罪 数</p> <p>イ 児童ポルノ撮影の際，行為者が遠隔地から電話で被害者を脅してポーズ等を指示し，被害者自身に写真撮影させて自己に送信させるなど，強制わいせつに当たらないものの，「姿態をとらせ」たことが強要に当たる場合は，強要罪と牽連犯になる。</p>